

平成２９年度
予算編成に対する要望書

民進党目黒区議団

幹事長 青木早苗

副幹事長 吉野正人

会 計 西崎つばさ

はじめに

平成 27 年度決算においては、経常収支比率が前年度比で 6.7 ポイント減の 79.0%となり、平成 19 年度以来、8 年ぶりに適正水準とされる 70%台を回復した。また、財政調整基金や施設整備基金を中心に基金への積み立てがなされ、年度末時点での基金残高合計は 323 億 5305 万円余と、前年度に比べ 107 億円以上増加し、特別区債現在高を大きく上回った。もはや財政危機とは言い難く、目黒区政は新たなステージに突入したと言える。

ただし、中長期的に見れば、生産年齢人口の減少や高齢化の進展に伴い、構造的な歳入減と歳出増の圧力は免れず、引き続き緊張感をもった財政運営が求められることに変わりはない。

一方で、厳しい状況が続いている待機児童の問題や、かつてないほど頻繁に襲いかかる自然災害、深刻化する介護の担い手不足、さらには今後莫大なコストが見込まれる区有施設の更新経費など、区の課題は山積している。

今後の区政運営については、区民生活や区民経済に留意するのは勿論のこと、これまで以上に選択と集中の考え方を進め、施設、事業および職員配置の見直しを行い、区民福祉の向上と強固な財政基盤の構築に取り組むことを、民進党目黒区議団として提言しつつ、平成 29 年度目黒区予算編成について、以下要望する。

1. 企画経営

- (1) サクラ基金を積極的にPRするなど、ふるさと納税のマイナス影響抑止に努めること。
- (2) 事務事業の見直しを継続的に行っていく観点から、機能的かつ効果的な行政評価制度を設計すること。
- (3) 区有施設の見直しにおいては、将来性や地域性を考慮しつつ、統廃合を積極的に進めること。
- (4) さらなる地方分権推進に向けて、税源移譲や事務委任を、国や都に強く働きかけること。
- (5) 職員による事業提案制度を活用し、政策立案能力およびモチベーションの向上を図ること。
- (6) 区内の大学との協力関係を発展させるとともに、新たな連携も模索し、区の事業やまちづくりを深化させること。

2. 総務

- (1) ワークライフバランスの観点から、長時間労働の抑制に努め、男女ともに働きやすい環境を整備し、かつ女性の価値観や経験などが事業に反映されるよう心がけること。
- (2) 公契約条例の制定にあたっては、関係団体の意見を十分に聴取し、丁寧に制度設計を進めること。
- (3) SNS等を活用し、本区のさらなる魅力発信および情報発信をすること。
- (4) 区が発注する事業の入札については、防災や催事への協力など、地域貢献度の高い事業者を優先する仕組みを整えること。

- (5) 入札における予定価格の積算については、資材価格や燃料価格、人件費などの動向を正確に反映させること。

3. 危機管理

- (1) 帰宅困難者対策として、発災時の物資確保や避難所について、民間との連携を推進すること。
- (2) 罹災証明書の早期発行の仕組みを整えること。
- (3) 住区センター等に自主避難所を開設するにあたっては、住区センター管理運営員への丁寧な説明と区職員の配置をすること。

4. 区民生活、産業経済、文化・スポーツ

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、目黒区への訪問客、とりわけ外国人観光客の増加を図るため、環境を整備すること。
- (2) 各種催事は、区内各地域に配慮して日程や会場を設定すること。
- (3) 砵球技場の被災時、早期に復旧できるよう体制を整えること。

5. 健康福祉、子育て支援

- (1) 乳がんをはじめとするがん検診について、再通知の発送も含めて周知を徹底し、受診率の向上を図ること。
- (2) 児童虐待対策においては、児童相談所の設置に向けた検討と並行して、目黒版ネウボラも視野に入れ、子ども家庭支援センターの機能強化など、子育て支援の充実による虐待発生の防止に注力すること。
- (3) 父親の子育て講座などを実施し、父親の育児参加を促すこと。

- (4) 保育施設の確実な増設とともに、保育士の確保など、保育の質の維持も心がけること。
- (5) 子ども子育て支援新制度におけるベビーシッターの活用について、先進区に遅れを取らぬよう検討を進めること。
- (6) 保活の現状、問題点などを注視し、利用調整基準の妥当性について常に検証を続けること。
- (7) 多くの学童保育クラブが、条例定員 50 人をはるかに超える入所児童数となっているため、速やかに学童保育クラブを増設すること。
- (8) 障がいのある子どもたちの一学童保育クラブ入所枠の拡充を全クラブで実施すること。
- (9) 障がいのある子どもたちの一学童保育クラブ入所枠の拡充にあたり、必要な指導員の配置を行うこと。
- (10) 障がいのある子どもたちの一学童保育クラブ入所枠の拡充にあたり、必要な施設の改善を行うこと。
- (11) 児童館・学童保育クラブの委託化計画について、民間事業者の選定に当たっては保護者の意見を取り入れた対応を取ること。
- (12) 児童館未設置地区については早急に児童館を設置すること。
- (13) 地域猫活動を区民へ周知するとともに、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成の拡充や使い勝手の向上に努めること。

6. 都市整備

- (1) 子どもにも分かりやすいよう、ストップマークの視認性を高める工夫をすること。

- (2) 桜の保全および観光資源としての活用を進めること。

7. 環境清掃

- (1) 新型たばこの取り扱いルールを定め、喫煙者と非喫煙者の双方にとって快適な環境を整えること。

8. 教育

- (1) 都からの人事移管を引き続き強く要望するとともに、優秀な独自教員の採用に向け、採用方針や条件整備を進めること。
- (2) 小学校、中学校連携の取り組みをより一層推進し、学校間が共同で知・徳・体の調和のとれた9年間の教育を進めること。
- (3) 区立小学校に全児童用防災ヘルメットを導入すること。
- (4) 区立中学校の魅力づくりの取り組みとして、中学生対象の進路フェアを開催すること。
- (5) 教員の多忙化については、校務事務の改善をさらに進めるなど、教員の多忙感解消に向けた支援を行うこと。
- (6) 教員の資質・能力育成のための研修等の充実をすること。
- (7) 教育環境充実のために教材・教具のさらなる拡充を進めること。

以上